

## 公園化・維持管理の事例整理

**【事務局説明】**

- 前回は公園の種類、法的位置づけ、自治体の総合計画などを整理して議論を行いました。
- 今回は、前回の意見で、公園化した事例や、維持管理段階に移行した事例について整理しましたので報告します。
- また、太郎右衛門地区の公園化として都市林の可能性について情報収集を行いましたので、その結果を報告します。

**【堂本委員長】**

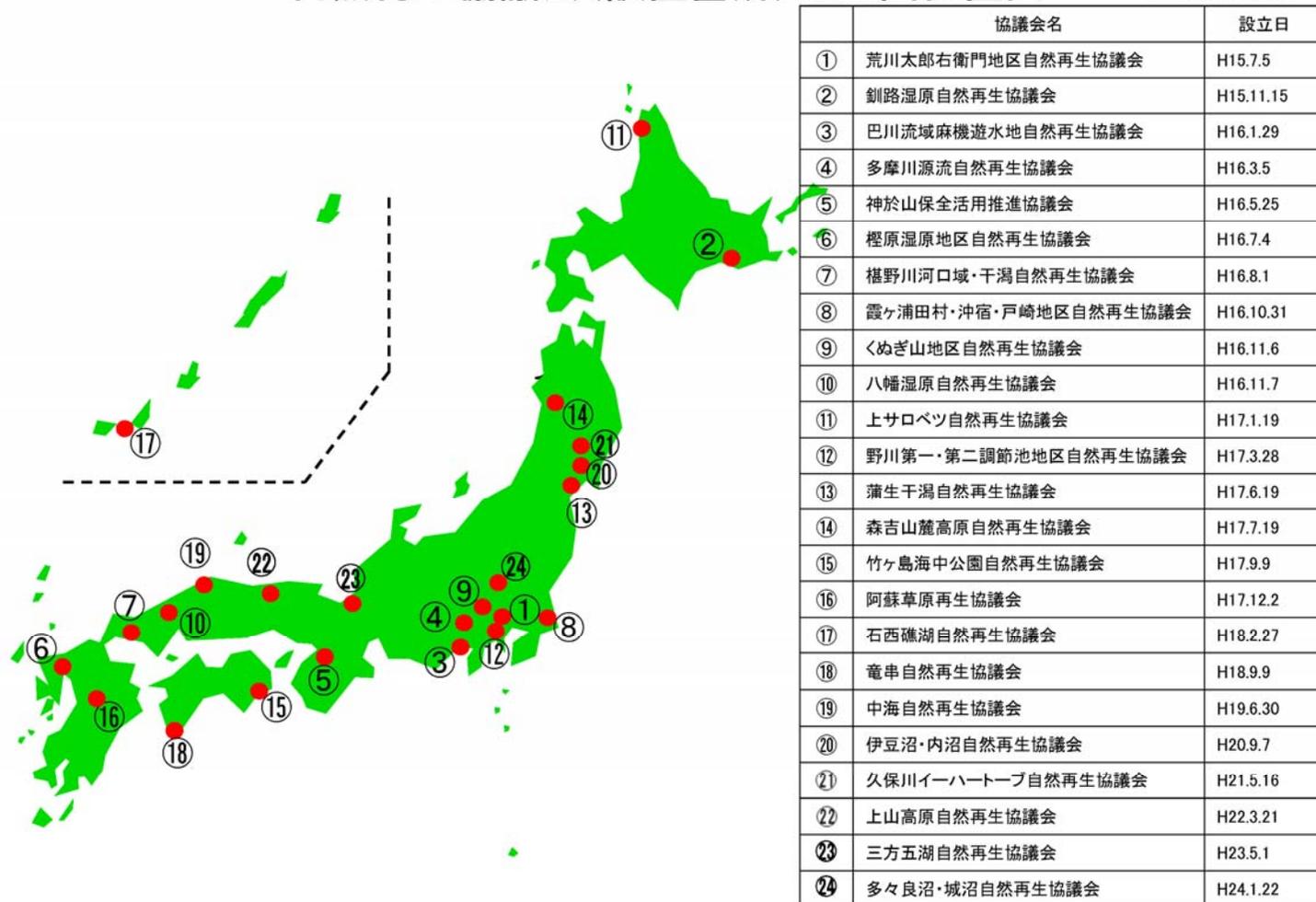
- 前回の委員会では、公園化について、宿題として委員の皆様へ情報提供を行うことになっていたかと思いますが、各委員から情報提供をお願いします。

# 1. 公園化と維持管理の整理

- 自然再生推進法に基づく協議会は、全国に24設置されています。
- 各協議会の全体構想、実施計画やHPを調べた結果、協議会が働きかけて公園化した事例はみつかりませんでした。
- 整備が終わり、維持管理段階に移行しているものを調べましたが、もともと保全のみであったり、整備と維持管理を同時に実施している事例が多く、明確に維持管理段階に移行という事例はみあたりませんでした。
- 維持管理の内容は、外来種や移入種の除去やモニタリングが主な内容となっています。

## 自然再生協議会(設置箇所)の全国位置図

H25.11月末現在



※環境省HPより

# 1. 公園化と維持管理の整理

○自然再生協議会の公園化、維持管理の状況を整理しました。  
○もともと国立公園であったり、市が公園化している場所が対象となっています。

※赤文字は公園と説明対象の主な事例

No.	協議会名と設立日	場所	公園 (事業前)	公園 (事業後)	事業地区 内の公園	整備	維持管理	その他事業内容
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会H15.7.5	埼玉県 荒川	—	—	—	旧流路の掘削、湿地掘削、河畔林移植	外来種駆除等	旧流路の保全・再生、湿地環境の拡大、河畔林の保全・再生
2	釧路湿原自然再生協議会H15.11.15	北海道 釧路湿原	釧路湿原国立公園ラムサール条約	釧路湿原国立公園、ラムサール条約	国立公園	蛇行した河川の復元、沈砂池、水辺林、緩衝帯、土砂調節池等	—	湿原の保全、保護区の設定・適切な管理、モニタリング調査、ナショナルトラスト運動（森林の買い上げ）、情報の把握と共有、メカニズム把握
3	巴川流域麻機（あさはた）遊水地自然再生協議会H16.1.29	静岡県 静岡市	河川管理区域（遊水池）	河川管理区域（遊水池）	一部都市公園（予定）	浅畑緑地、自然とふれあう体験型の都市緑地	外来種除去 大規模な補修や、危険箇所の改善、草刈については、必要に応じ静岡市が対応	遊水池事業による掘削・湿地再生
4	多摩川源流自然再生協議会H16.3.5	山梨県 小管村等	多摩川源流（東京都の水道水源林と民地（人工林））、秩父多摩甲斐国立公園	多摩川源流（東京都の水道水源林と民地（人工林））、秩父多摩甲斐国立公園	国立公園	土砂流出、山腹崩壊危険区域の予防保全対策、群状間伐による針広混交林試験、	—	人材育成、水源の森整備基金の創設、関東全域の森づくり団体とポータルサイト等によって情報交流を深め、源流域における森林再生事業ネットワークづくりに取り組む。土地所有者との合意形成、「源流の木」産地直送事業
5	神於山（こうのやま）保全活用推進協議会H16.5.25	大阪府 岸和田市	民有地（一部岸和田市が借り受けた都市公園）	民有地（一部岸和田市が借り受けた都市公園）	一部都市公園	—	植栽、竹藪の伐採	緊急雇用対策によるタケの除去作業 企業林としてシャープ株式会社、住友ゴム工業株式会社など、神於山の自然再生に関わる主要なメンバーの参入
6	檜原（かしばる）湿原地区自然再生協議会H16.7.4	佐賀県 唐津市	佐賀県自然環境保全区域指定（保全のみで利用は含まない区域）	佐賀県自然環境保全区域指定（保全のみで利用は含まない区域）	—	広葉樹林化、林道・駐車場部分の湿地の再生	オオミズゴケの除去、木本類の除去、モニタリング、火入れ	—

# 1. 公園化と維持管理の整理

○自然再生事業としての公園化の事例はありませんが、くぬぎ山地区自然再生協議会では、特別緑地保全地区指定などに協議会もしくは、協議会委員が働きかけている可能性が考えられます。

※赤文字は公園と説明対象の主な事例

No.	協議会名と設立日	場所	公園 (事業前)	公園 (事業後)	事業地区内の 公園	整備	維持管理	その他事業内容
7	榎野川（ふしのがわ） 河口域・干潟自然再生 協議会H16.8.1	山口県 山口市	埋め立てによって 減少した干潟	埋め立てによって 減少した干潟	—	干潟や浅場の造成、 アマモ場の造成、 後浜整備、潮干狩り、 レクリエーション施設、 自然体験学習施設整備	干潟の耕耘などの 手法による維持管理、 アマモの移植、播種、 モニタリング等	—
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸 崎地区自然再生協議会 H16.10.31	茨城県 霞ヶ浦（西 浦中岸）	霞ヶ浦の湖岸（河 川管理区域）	霞ヶ浦の湖岸（河 川管理区域）	—	ワンドの整備、鋼 矢板切断	外来種除去、除 草、モニタリン グ等	—
9	くぬぎ山地区自然再生 協議会H16.11.6	埼玉県 川越市、所 沢市、狭山 市、三芳町	一部公有地（所沢 市）、多くは私有 地（特別緑地保全 地区指定あり）、 県のふるさと緑の 景観地指定	一部公有地（所沢 市）、多くは私有 地（特別緑地保全 地区指定あり）、 県のふるさと緑の 景観地指定	県指定地区保 全地区	樹木の根株の移植、 表土の移植、植樹	モニタリング等	—
10	八幡湿原自然再生協議 会H16.11.7	広島県 北広島町	西中国山地国定公 園	西中国山地国定公 園	国定公園	コンクリート三面 張り水路の上流部 に取水堰や導水路 を作って湿原に広 く水を廻す	除草、侵入本木 の除去、モニタ リング等	水路、堰等の補修は広島県
11	上サロベツ自然再生協 議会H17.1.19	北海道 豊富町	上サロベツ湿原 （国立公園）	上サロベツ湿原 （国立公園）	国立公園	ササ侵入防止対策、 乾燥化防止のやめ の水路の堰上げ等	モニタリング等	—
12	野川第一・第二調節池 地区自然再生協議会 H17.3.28	東京都 野川	野川とその調節池 （河川管理区域）	野川とその調節池 （河川管理区域）	—	導水、ため池整備、 淵の整備、水涸れ 対策、湿地・田ん ぼの整備	植生管理、形状 管理、水管理、 施設管理、外来 種対策、モニタ リング等	—

# 1. 公園化と維持管理の整理

○森吉山、竹ヶ島、阿蘇草原、石西礁湖、竜串等の自然公園や国立公園の自然再生のために活動している事例が多く見られます。

※赤字は公園と説明対象の主な事例

No.	協議会名と設立日	場所	公園 (事業前)	公園 (事業後)	事業地区内の 公園	整備	維持管理	その他事業内容
13	蒲生干潟自然再生協議会 H17.6.19	宮城県 仙台市	国指定仙台海浜鳥 獣保護区蒲生特別 保護地区と県が管 理する緩衝緑地等	国指定仙台海浜鳥 獣保護区蒲生特別 保護地区と県が管 理する緩衝緑地等	—	越波防止堤延長、 導流堤の改修、人 工干潟、観察施設	施設の補修、潟 湖内のゴミ撤去、 巡視・監視、モ ニタリング等	
14	森吉山麓高原自然再生協 議会H17.7.19	秋田県 森吉山麓高 原	県立自然公園、国 指定鳥獣保護区	県立自然公園、国 指定鳥獣保護区	自然公園	植栽、森林の造成	モニタリング等	—
15	竹ヶ島海中公園自然再生 協議会H17.9.9	徳島県 海陽町	阿波竹ヶ島海中公 園地区、室戸阿南 海岸国立公園	阿波竹ヶ島海中公 園地区、室戸阿南 海岸国立公園	国立公園	防波堤の改良	モニタリング等	研究、評価手法の開発、負荷軽減 等
16	阿蘇草原再生協議会 H17.12.2	熊本県 阿蘇	世界遺産、阿蘇く じゅう国立公園	世界遺産、阿蘇く じゅう国立公園	国立公園	作業道整備、樹林 地除去、防火帯設 置	維持管理（千年 の草原の保全 等）、野焼き （支援事業）、 モニタリング等	地域振興
17	石西礁湖自然再生協議会 H18.2.27	沖縄県	西表石垣国立公園	西表石垣国立公園	国立公園	—	モニタリング等	赤土防止、サンゴ群集修復、オニ ヒトデ駆除、普及啓発、情報整備
18	竜串自然再生協議会 H18.9.9	高知県 土佐清水市 竜串湾	足摺国立公園	足摺国立公園	国立公園	—	モニタリング等	サンゴ群集の保全、サンゴ再生手 法の調査研究、オニヒトデ駆除、 海底の泥土除去、負荷軽減等
19	中海自然再生協議会 H19.6.30	鳥取県、島 根県 中海	ラムサール条約登 録湿地「中海」	ラムサール条約登 録湿地「中海」	一部、米子市 水鳥公園	—	モニタリング等	アマモ場の保全・再生、低質の改 善、海藻類の回収と利用

# 1. 公園化と維持管理の整理

○多々良沼・城沼では県立公園の管理運営方針を自然再生の全体構想の方針に則ったものとする。とされており、県立公園の運営方針に積極的に関わっている事例がみられます。

※赤文字は公園と説明対象の主な事例

No.	協議会名と設立日	場所	公園 (事業前)	公園 (事業後)	事業地区内の 公園	整備	維持管理	その他事業内容
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会H20.9.7	宮城県 登米市、栗 原市	ラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼、国指定伊豆沼鳥獣保護区及び同特別保護区、伊豆沼・内沼県自然環境保全地域（宮城県）	ラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼、国指定伊豆沼鳥獣保護区及び同特別保護区、伊豆沼・内沼県自然環境保全地域（宮城県）	—	—	モニタリング等	沈水植物の育成・増殖、マコモ植栽、ハス、ヨシ刈り取り、試験導水、水位調整など
21	久保川イーハートープ自然再生協議会H21.5.16	岩手県一関市 久保川	—	—	—	—	モニタリング等	外来種除去、間伐、生物調査、調査研究
22	上山高原自然再生協議会H22.3.21	兵庫県 新温泉町	氷ノ山後山那岐山 国定公園	氷ノ山後山那岐山 国定公園	国立公園	—	モニタリング等	ススキ草原の再生（火入れ、牛の導入等の多様な手法の実証実験）、ブナの森復元（伐採、植樹、育林等）
23	三方五湖自然再生協議会H23.5.1	福井県 若狭町・美 浜町	若狭湾国定公園、国の名勝、県の鳥獣保護区（日向湖を除く）、ラムサール条約	若狭湾国定公園、国の名勝、県の鳥獣保護区（日向湖を除く）、ラムサール条約	国定公園	浅場・砂浜の造成、魚道整備等	モニタリング等	浅場・砂浜の造成、魚道整備、ヒシの制御、外来種対策、生き物を育む田んぼの拡大、ヨシや水草の刈り取り調査研究等
24	多々良沼・城沼自然再生協議会H24.1.22	群馬県 館林市と邑 楽町	県立多々良沼公園	県立多々良沼公園 県立公園の管理運営方針を、自然再生の全体構想の方針に則ったものとする。	県立公園	散策路整備、ビューポイントの整備	モニタリング等	負荷削減対策、生態系の調査、外来種駆除、在来種・固有種の保全・再生

## 2. 都市林の可能性について

○都市林の可能性について、埼玉県環境基本計画では、「都市林」の記載はありませんが、「8 みどりの保全と再生」の中で身近な緑の保全の推進が示されています。



### 8 みどりの保全と再生

#### 現況と課題

本県には、武蔵野の面影を残す平地林や豊かに広がる田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されています。しかし、都市化の進展に伴う人口の急増や土地利用の変化などにより、この30年間で東松山市の面積に相当する6,514haの平地林が減少しています。

このため、生活に潤いと安らぎを与えるとともに、ヒートアイランド現象の緩和など多様な機能を有している緑の保全と再生を推進し、ゆとりと潤いのある空間を将来に引き継いでいく必要があります。

#### 10年後の姿

都市部を中心とした身近な場所における緑や里地・里山の保全・再生が県民参加により拡大し、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できる豊かな環境と埼玉の多彩な自然が織りなす生態系が形成されています。

#### 今後の施策と主な取組

##### (1) 身近な緑の保全の推進

###### ◇特別緑地保全地区など地域制緑地の指定

良好な自然環境を形成している緑地は、潤いと安らぎのある都市景観の形成など多様な機能を有しています。これらの緑を保全するため、特別緑地保全地区など地域制緑地の指定を推進します。

###### ◇公有地化の推進

優れた自然環境や希少種を保全し、後世に引き継いでいくことが重要です。このため、優れた樹林地や貴重な湿地などを新たな緑のトラスト保全地として取得するなど、その公有地化を推進します。

###### ◇ふるさとの緑の景観地の維持・拡大

埼玉らしさを感じさせる樹林地を保全するために、ふるさとの緑の景観地の拡大を図ります。また、各景観地の保全計画に基づき、当該景観地の良好な維持・管理を促進します。

###### ◇見沼田圃の保全・活用

見沼田圃は、江戸時代以降の長い沿革を持ち、様々な文化や技術が継承された地域として首都近郊に残された数少ない大規模な緑地空間です。引き続き、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地などとして土地利用を図っていきます。

###### ◇三富地域における循環型農業の維持継承

三富新田に象徴される平地林（雑木林）を活用した農業について、長い歴史が育んできた「循環型農業」という形を将来にわたって継続・発展させるため、地域農業の振興を図ります。

###### ◇都市農業の維持・発展

都市地域において、農業者と地域住民との交流活動を通じた農業理解や直売農業の取組などを支援することにより、都市地域の農業が有する緑地空間の保全、コミュニティの場、防災空間としての利用など多面的な機能の維持・発展を図っていきます。

## 2. 都市林の可能性について

○緑の保全面積や身近な緑の創出面積の施策指標も示されています。

### (2) 身近な緑の再生(創出)の推進

#### ◇壁面緑化や屋上緑化などの施設緑化

都市部など身近な場所における新たな緑を創出するため、民間企業などと連携して壁面緑化、屋上緑化などの施設緑化を推進します。

#### ◇校庭等の芝生化

小さい頃から緑に触れ合う環境を整備し、県民の環境意識の醸成を図るため、保育所、幼稚園、小中学校、高校などの園庭や校庭の芝生化を推進します。

また、芝生の維持管理を適切に行っていくため、地域コミュニティとの連携や子どもたちが参加する体制づくりを促進します。

#### ◇緑化計画届出制度の充実

身近な緑を創出する視野を広げ、都市環境の更なる改善を図るとともに、緑の街並みを創出するため、対象敷地面積を引き下げた、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度の更なる徹底を図ります。

#### ◇県有施設などの身近な場所の緑化

身近な場所における緑の創出を推進するためには、緑化が可能なあらゆるスペースを徹底的に活用することが必要です。このため、県有施設など公共施設の緑化を推進します。

#### ◇県営公園の整備

県民生活に潤いと安らぎを与える身近な緑を創出するために県営公園の整備を推進します。

### (3) 緑の保全・再生のための財源対策

#### ◇彩の国みどりの基金やさいたま緑のトラスト基金の運営

緑の保全と創出を県民参加により積極的に進め、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を保全するためには、安定した財源の確保が必要です。このため、彩の国みどりの基金やさいたま緑のトラスト基金の適切な活用を務めます。また、両基金を安定した財源とするため、寄附の増加を図ります。

### (4) 緑の保全・再生のための県民運動の推進

#### ◇県民、市民団体、企業などとの連携による緑地保全の推進

緑の保全・再生を県民運動として展開、拡大していくためには、県民、市民団体、地権者、企業、行政などあらゆる主体が一体となって取組を進めることが重要です。

このため、一人一本植樹運動の拡大や市民管理協定制度などの連携システムによる緑地保全の充実を図ります。

#### ◇彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充実

緑の保全、創出を進めたいと考えている団体、企業、個人などが彩の国みどりのサポーターズクラブの一員として、それぞれの能力を生かしながら適切に連携・協働できる体制を目指して活動の充実を図っていきます。

#### ◇さいたま緑のトラスト運動の拡大

さいたま緑のトラスト運動は、県民から寄附を募り、それを資金に埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として取得し、保全する運動です。

この運動を推進する体制づくりとして、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会の活動や会員の拡大を支援します。

### 施策指標

#### 緑の保全面積

488 h a  
(平成22年度末)

542 h a  
(平成28年度末)

#### 身近な緑の創出面積

576 h a  
(平成22年度末)

1,060 h a  
(平成28年度末)

#### 彩の国みどりのサポーターズクラブ 入会団体数

77団体  
(平成22年度末)

200団体  
(平成28年度末)



さいたま緑のトラスト保全第10号地「浮野の里」(加須市)

## 2. 都市林の可能性について

○埼玉県広域緑地計画でも、身近な緑に関する施策が示されています。

### 埼玉県広域緑地計画

～ふるさと埼玉の緑を守り育てるために～

平成24年7月

彩の国 埼玉県

#### 第1章 身近な緑に関する施策の基本方針

##### 1 身近な緑に関する基本的な考え方

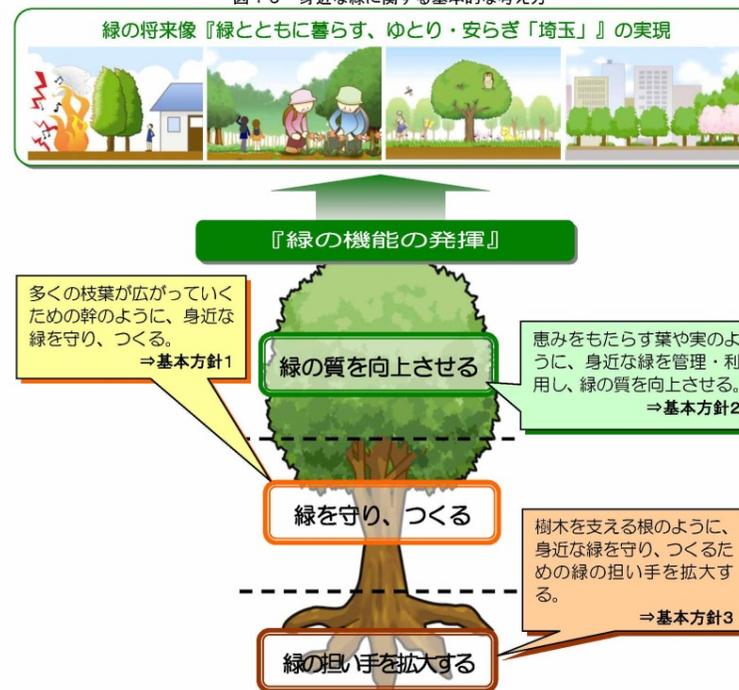
緑の将来像『緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」』を実現するため、緑のネットワーク形成方針に基づいて、埼玉の緑を守り育てていきます。

都市には約99%の県民が居住していますが、都市の樹林地面積は県土の樹林地の約24%であり、防災や都市環境負荷の緩和などの緑の機能を、今後一層、県民が充分に享受していくようにする必要があります。

このため、県民にとって「身近な緑」である「都市の樹林地」を中心に守り育てていくことが、緑の将来像を実現する上での効果的な施策展開といえます。

そのため、第2部では、この「身近な緑」に焦点をあて、『身近な緑』を『一本の樹木』に見立てて、次のような考え方で保全・創出していくこととします。

図15 身近な緑に関する基本的な考え方



# 2. 都市林の可能性について

○埼玉県広域緑地計画でも、緑の保全面積と、創出面積の施策指標が示されています。

## 2 身近な緑に関する施策の基本方針

### 《基本方針1》

#### 緑を守り、つくる(みどりの再生)

緑がもつ各種の機能を最大限に発揮し、県民が緑の恩恵を充分に享受するためには、まず緑が成立するための基盤となる空間を確保することが重要です。

このため、身近な緑を守り、つくる施策を積極的に展開していきます。

緑を守り、  
つくる

そのために…

- ①身近な緑を守る
- ②新たな緑をつくる

これまでの身近な緑を取り戻すために、現在残されている緑を守り、その持続性を担保していくとともに、新たな緑をつくり出していきます。

緑の持続性を担保するために、ふるさとの緑の景観地や特別緑地保全地区等の地域制緑地の指定を推進していきます。

また、新たな緑をつくるために、「彩の国みどりの基金」を活用して、公共施設などの身近な場所の緑化や壁面・屋上などの施設緑化を進めるとともに、緑化計画届出制度の拡充を図るなどの施策を推進していきます。

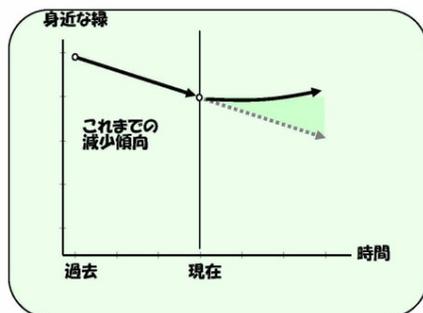


図16 「緑を守り、つくる」概念図



### 基本方針1に関する施策指標

#### 緑の保全面積

〔現状値〕 451ha (平成17年度末) → 〔目標値〕 542ha (平成28年度末)

##### 1. 指標のねらい

身近な緑を保全するための指標です。

平成22年度末達成値 488ha

##### 2. 指標の定義

特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積、緑のトラスト保全地の面積、公有地化をした面積、ふるさとの緑の景観地指定面積の合計面積をいいます。

##### 3. 指標を立てた理由

保全のために許可制がとられている地区や緑のトラスト保全地などで公有地化がされた地区、県条例によるふるさとの緑の景観地などは、県として保全すべき緑地であることから、この指標としました。

### 基本方針1に関する施策指標

#### 緑の創出面積

〔現状値〕 42ha (平成17年度末) → 〔目標値〕 1,060ha (平成28年度末)

##### 1. 指標のねらい

都市部など身近な場所へ新たな緑を創出するための指標です。

平成22年度末達成値 576ha

##### 2. 指標の定義

「彩の国みどりの基金」を活用した公共施設や民間施設の敷地・屋上・壁面などの緑化面積及び「緑化計画届出制度」による緑化面積の合計面積をいいます。

##### 3. 指標を立てた理由

都市部など身近な場所に新たな緑を創出していくためには、「彩の国みどりの基金」の活用及び「緑化計画届出制度」により、建物の敷地や屋上・壁面・駐車場などを緑化することが必要であることから、この指標としました。

### 3. 埼玉県の指定管理者制度

○住民サービスの向上と経費の削減のために「公の施設」の管理を民間事業者などの団体ができる指定管理者の制度ができています。

○申請者申し込みの中で、申請者の備えるべき資格が定められており、応募後に審査があります。

#### 【指定管理者制度】

指定管理者制度とは、平成15年6月の地方自治法の改正により創設された制度です。

従来、県の「公の施設」の管理は、県が直接行うほかは、県の出資法人や公共的団体のみが行うことができました。しかし、この制度の創設により、民間事業者などの団体でも公の施設の管理を行うことができるようになりました。

この制度は、公の施設の管理について、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としています。

※「公の施設」とは、住民の皆様にご利用いただき、公共の福祉を増進するために、県など地方公共団体が設置している施設のことをいいます。

※県は、指定管理業務に必要な経費を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に委託料として支払います。委託料の額や支払方法等は、協議の上、協定で定めます。指定管理者が管理を行うために必要な経費は、県委託料及び指定管理者が行う自主事業等の収入で賄うこととなります。原則として、収支が赤字になった場合でも県委託料の補てんはありません。

#### (1) 申請者の備えるべき資格

ア 指定期間中、安定的に都市公園を管理運営する能力を有し、かつ都市公園の機能を効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「法人等」という。)とします。個人での申請は受け付けません。

イ 法人等であっても、次のいずれかに該当する場合は申請を行うことができません。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等

— 略 —

ウ 荒川大麻生公園、狭山稻荷山公園、和光樹林公園、新座緑道、まつぶし緑の丘公園、権現堂公園の指定管理者として申請しようとする法人等は、本店が埼玉県内に登記されている法人等とします。また、戸田公園、吉見総合運動公園の指定管理者として申請しようとする法人等は、埼玉県内に何らかの事業所を置く法人等とします。

エ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、グループの名称及び代表者を定めて、「グループの協定書又はこれに準ずる書類」を併せて提出してください。当該グループの構成員は、当該グループが申請を行った公園に関して、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

なお、複数の法人等がグループで指定管理者に指定された後、例えば、そのうちの1団体が指定管理者の業務を継続できなくなった場合、そのグループ全体が指定管理者の指定を取り消される場合がありますので、御注意ください。

オ 管理業務に当たっては、パソコンによる資料等の作成、ホームページの作成・管理、電子メールの送受信などパソコンやインターネットを利用するための知識が必要です。

### 3. 埼玉県の指定管理者制度

○申請書類の中には、類似公園管理の実績、公園の経営実績、事業計画書、利用料金等の様式があり、指定管理者選定の条件になっています。

#### 募集要項等

募集要項等は以下から御覧ください。

1. [埼玉県営公園指定管理者募集要項（ワード：141KB）](#)
2. 応募様式

様式1	<a href="#">指定管理者指定申請書（ワード：49KB）</a>
様式2	<a href="#">グループによる申請について（ワード：39KB）</a>
様式3	<a href="#">申請書一覧（ワード：46KB）</a>
様式4-1	<a href="#">応募資格がある旨の誓約書（ワード：25KB）</a>
様式4-2	<a href="#">応募資格がある旨の誓約書（役員）（ワード：24KB）</a>
様式5-1	<a href="#">法人等概要書（ワード：53KB）</a>
様式5-2	<a href="#">法人等役員名簿（ワード：63KB）</a>
様式6	<a href="#">公園類似の集客施設を経営する実績等（ワード：124KB）</a>
様式7-1～7-11	<a href="#">事業計画書（ワード：188KB）</a>
様式7-12	<a href="#">様式7-12(収支総括表)（エクセル：43KB）</a>
様式7-13	<a href="#">利用料金（ワード：295KB）</a>
様式7-14～16	<a href="#">自己評価、物品調達、その他（ワード：52KB）</a>
様式9	<a href="#">指定管理者指定申請辞退届（ワード：24KB）</a>

## 4. 公園化の情報提供等

○前回宿題となっていた、各委員で収集された公園化の情報について提供をお願い致します。

メモ